

富野高井・寺田大畔地区地区計画

(平成24年 4月11日城陽市告示第47号)

名 称		富野高井・寺田大畔地区地区計画	
位 置		城陽市富野高井、寺田大畔及び枇杷庄中奥田	
面 積		約2.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区計画は、本市西部地域と今池地域の中間に位置する市街化調整区域において、新たな保育所の立地促進と当該保育所に隣接する小学校との間で相互訪問・交流などの連携を図ることにより、周辺地域の良好な福祉文教環境を形成することを目標とする。	
	土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな保育所の立地を促進するとともに、既存小学校の立地環境の維持を図る。 ・本地区に新たに立地を図る保育所および既存小学校を本市における「保育所と小学校の連携」の推進に係る中核施設として、また、本地区計画区域を「保育・学校教育の連携に関するモデル（実践・研究）地区」として位置づけ、実践・研究成果を教育の場で活用する。 	
	地区施設の整備方針	_____	
	建築物等の整備方針	良好な福祉文教地区の形成・保全を図るため、建築物の用途、意匠の制限を行う。	
地区整備計画に関する事項	建築物等の区分	区分の名称	福祉文教地区
		区分の面積	約2.2ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する小学校</p> <p>(3) 上記(1)、(2)に附属する施設</p>	
	建築物の形態又は色彩その他意匠の制限	<p>建築物等の色彩、意匠を以下のように制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、外壁は周辺地域の景観に配慮し、原色は使用しない。 	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁もしくは、これに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(2) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下の物置等</p> <p>(3) 門、へい、かき又はさく</p>	

富野高井・寺田大畔地区地区計画

